

都労委闘争NEWS

第9号

07年6月22日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：企画部
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F
TEL：03-3237-9995 FAX：03-3237-4541
http://www.tokyoseisou.or.jp/ E-mail：honbu@tokyoseisou.or.jp

6月19日
都労委調査

三労働委員連名の 「要望」が示された

1. 東京都区内における清掃事業の適確かつ円滑な実施が都民の日常生活にとって極めて重要であることから、事業の実施に関する事項について、連絡、意見交換及び協議調整の場を設けることとし、申立組合と清掃部長会において、これに当たること。
2. 当事者双方は、正常な労使関係の確立に向けて鋭意努力し、もって都区内における清掃事業の実施に支障を生じないように努めること。

改めての「要望」の意味

昨年7月26日に都労委から出された「要望書」に続き、今回の調査で協議の進展を促す「要望」が改めて出されたことの意味を区長会側は理解するべきです。

都労委から文書で示された「要望」の第1項では、『…連絡、意見交換及び協議調整の場…』とあり、連絡、意見交換と協議・調整を明確に分けて書かれています。これまでの「協議調整の場とは、情報提供で良い」とする考えを否定したものです。つまり、連絡⇒情報提供、意見交換⇒労使確認であり、協議調整というのは、連絡や意見交換とは明らかに違う労使による交渉を意味するものです。

また、第2項では、『…正常な労使関係の確立に向けて鋭意努力し、…』と書かれています。

申立てを行ったことは、労使紛争中を意味します。そこで出された三労働委員連名（公益委員、参与委員）による「要望」です。このことは重い意味を持つものです。

私たちは、「要望」で示された意味を重く受け止めます。従って、今後、区長会側に「鋭意努力」

が見られれば、申立てを取り下げます。しかし、「鋭意努力」が見られなければ、改めて調査期日を求めることとします。

私たちは一刻も早い解決を望みます。

この間の若干の経過

昨年3月3日に特別区長会会長と23区長を相手に東京都労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしてから既に一年余りが経過しています。

年度が替わり、「協議・調整の場」の窓口とされている清掃部長会の正副会長の構成が代わったことや、多くの区で区長選挙が実施され、区長の顔ぶれが代わったこともあり、この間、「協議・調整の場」における具体的な話し合いも持たれず、残念ながら統一交渉に相当する労使協議の場は確固たるものにはなっていません。

既報の通り、年間を通じての重要交渉事項である「年間作業計画」や「年末年始作業計画」等については、わが組合の踏み込んだ判断と対応により、本部と各区における交渉を実施し、従来の統一交渉事項について妥結の基で各区における協議

及び具体的な作業計画策定交渉を実施してきました。「協議・調整の場」における具体的な方向性が見出せていないことから、区民生活に迷惑をかけることは避けるべきという現実的な判断として各区との交渉に入ったのです。

全ての区で基本項目については、例年通りの内容で確認をし各区交渉に入ったことから、新年度作業計画については大きな混乱を避けることができました。

当局側は、改めて統一交渉における協議の合理性や効率性について認識すべきです。そして、そのことが東京23区における清掃事業の安定的・円滑な事業運営につながるのです。清掃事業は区民にとって、安全・安心な住環境を保障する自治体が責任を負うべき公務・公共サービスなのです。

新メンバーとの「協議・調整の場」

新年度になり、清掃部長会の正副会長の構成が代わりました。新しい清掃部長会会長に森田（板橋区資源環境部長）氏、副会長に山崎（千代田区環境安全部長）氏、小平（足立区環境部長）氏が確認されたことから、新メンバーによる第一回の「協議・調整の場」が6月8日に板橋区役所で持たれました。組合側のメンバーは、従来からのメンバーである大島書記長、染書記次長、纈纈現業部長です。第一回ということもあり、西川委員長も冒頭に出席、「23区の安定的な清掃事業の実施のために、労使に課せられた責任は極めて大きいと認識をしている。この『協議・調整の場』が実りある労使の話し合いの場として機能していくことを願っている」と挨拶をして退席しました。

この日は新メンバーによる顔合わせということもあり、この間の「協議・調整の場」における確認事項を再度確認するに留まりましたが、サーマル・リサイクルの実施にあたっての検討状況や資

清掃主管部長会

会長 森田 泰夫（板橋区資源環境部長）
副会長 山崎 芳明（千代田区環境安全部長）
副会長 小平 勝夫（足立区環境部長）

料の提供、等を確認して終了しました。

6月19日、都労委調査

この日の都労委調査は、藤田審査委員（都労委

会長）から前回の調査以降の進捗状況の聞き取りから始まりました。

大島書記長からは、区長選が多くの区で実施され、副区長会の役員人事が7月になり、新しい体制での協議がまだ持たれていないことや6月8日の清掃部長会の新・正副会長との「協議・調整の場」では踏み込んだ話し合いに至らず、残念ながら一定の決着には至っていないこと、また、サーマル・リサイクルの実施が10月には全ての区で開始が予定されていることから、8月中にはこの件に関する一定のまとめをするべき、等の説明をしました。

わが組合の代理人である西畠顧問弁護士からもサーマル・リサイクルの実施に関わっては、統一交渉11項目のうち、協議せざるを得ない項目がある。中継所の扱いも今後大きな課題になってくる。現時点で確認されている「協議・調整の場」を活用していくしかない。話し合いの緒に付いたから大丈夫とは言えず、申立てを取り下げる状況ではないこと、等を説明しました。

協議の進展を促す「要望」が示される

藤田審査委員からは、「このまま係争扱いにして、何も無しで次回の調査期日を設定するわけにもいかない」「審査委員3人で考えた『方向性』を示したほうが協議が進むということではないのか。そうであれば、『考え方』を示したうえで、双方に検討をいただきたい」といった考え方が示され、この日の都労委三委員から『要望』が示されるに至りました。



労働委員会は、独立した行政委員会、機関です。法を守り法の精神を尊重すべき地方自治体が労働委員会から出された「要望」に沿って対応を図ることは当然のことです。

今後は、具体的な協議調整の進め方について、わが組合のほうから提起をするなど、精力的な協議の進展を図ります。

また、7月3日には副区長会の役員会、7月6日には副区長会総会が予定されていて、ここで新たな人事について確認がされる予定になっています。この副区長会との協議も同時並行的に進める必要があります。

23区清掃事業の安定的なためにも、これ以上正常な労使交渉が遅れることは許されません。

平成19年6月19日

東京清掃労働組合 殿

特別区長会、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、
台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、
世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、
荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 殿

東京都労働委員会

審査委員 藤田耕三

参与委員 水谷研次

参与委員 中村 厚

要 望

当委員会は、東京都区内における清掃事業の公共性・重要性に鑑み、当事者双方
が、以下のとおり運用に当たるよう要望する。

記

1. 東京都区内における清掃事業の適確かつ円滑な実施が都民の日常生活にとって
極めて重要であることから、事業の実施に関する事項について、連絡、意見交換
及び協議調整の場を設けることとし、申立組合と清掃部長会において、これに当
たること。
2. 当事者双方は、正常な労使関係の確立に向けて鋭意努力し、もって都区内にお
ける清掃事業の実施に支障を生じないように努めること。

以 上